



2018年度版 香港投資ガイド

kpmg.com/cn

はじめに

本冊子では香港について及び香港への投資についての概要を説明致します。

また、投資の制度、業務規制、税制などについての一般的な情報を説明致します。

本投資ガイドの内容は全ての事項を網羅するものではなく、またそれを目的としていません。各事項に関する詳細や例外、特定の個人や会社の状況を前提とした事項は記述されておらず、本冊子の発行後に規制などが変更されている場合もあります。

特に断り書きのない場合は本冊子に記載されている内容は2017年12月時点に入手可能な情報にもとづいたものです。

実際に香港で事業を始める計画がある、或いは事業等の拡大の機会を検討している場合には、専門家による個別具体的なアドバイスを受けることをお勧め致します。

本冊子に関するお問い合わせは、最終ページの担当までご連絡ください。

改訂：2018年7月

KPMG香港事務所

8th Floor, Prince's Building, 10 Chater Road, Central, Hong Kong
香港中環遮打道十號太子大廈八樓

23rd Floor, Hysan Place, 500 Hennessy Road, Causeway Bay, Hong Kong
香港銅鑼灣軒尼詩道500號、希慎廣場23樓

T : +852 2522 6022

F : +852 2845 2588

kpmg.com/cn

目次

第 1 章	ビジネス環境	1
	1. 香港の概況	1
	2. グレーター・ベイ・エリア 構想	2
第 2 章	香港への投資方法	4
	1. 事業形態	4
	2. 設立手続	5
	3. 法人構成	8
	4. 株式公開	9
第3章	事業規制	17
	1. 年次コンプライアンス	17
	2. 外国人に対する要求事項、労使関係	19
	3. 減資と合併	21
第 4 章	会計・監査制度	23
	1. 会計	23
	2. 監査	23
第 5 章	税制	25
	1. 直接税	25
	2. 間接税	37
	3. 香港における租税協定	39
第 6 章	香港の活用方法	41
	KPMG香港事務所連絡先	44

第1章

ビジネス環境

1. 香港の概況

1839-1843年のアヘン戦争中の1841年にイギリスの植民地となり、その後長い時間をかけて自由貿易都市として発展し、アジアの貿易都市の中心となりました。1997年7月1日に中華人民共和国の特別行政地区として再出発しましたが、中国返還以降も1984年の中英共同宣言により返還後の50年間は香港の資本主義経済、政治及び社会システムを変更せずに一国二制度を保つこととなります。中央政府は香港の外交政策及び軍事問題のみを担当し、その他の自由貿易、自由企業経済、低税率を保持することに関しては1990年に中央政府が認めた基本法（Basic Law）にも謳われているように香港の自治に任せられています。中国返還後も国際金融センターとして自通貨を使用し、資本の自由な流れを守り、簡素な税金システムを継続して経済の発展を成し遂げてきました。

■ 人口

香港の人口は約733万人。人口の92%は華人でそれ以外は他民族及び外国人になります。華人以外の約53万人の構成は、フィリピン人19万人、インドネシア人16万人、イギリス人3万5千人、インド人2万9千人、日本人約2万6千人*などとなっています。

* 出所：在香港日本国総領事館管轄内在留邦人人数（在留届ベース）2016年10月1日現在。

■ 言語

香港の公用語は広東語、普通語、英語であり、話者の比率は順番に95%、53%、49%です。

出所：Hong Kong 2016 Population By-census-Main Results

■ 宗教

宗教の自由は香港居民の基本的権利になっています（基本法等で守られています）。香港には仏教、道教、儒教、キリスト教、イスラム教、ヒンデュー教、ユダヤ教などがあり、そのほとんどは仏教と道教で占められていますが、キリスト教も幅広く信仰されています。

■ 面積及び地理

香港は中国の南部に位置し、面積は東京都の約半分の大きさの1,104平方キロメートルです。香港は香港島、ランタオ島、九龍半島、新界地区と262の島から成り立っています。

■ 通貨

香港の通貨は香港ドルです。香港ドルは米ドルとのペッグ制（自国の通貨と特定の通貨を連動させ一定水準に保つ制度）をとっており、金利も市場主導型で、各銀行の裁量に任されています。中央銀行と呼べるものはありませんが、不安定要因が市場に出てくる場合は香港金融管理局がそれを調整するシステムが導入されています。

■ 政治動向

2017年7月1日にイギリスから中国に返還され20周年を迎えました。中国返還20周年の記念式典において、中国政府は香港、マカオ、広東省の各政府と「広東・香港・マカオの協力深化によるグレーターベイエリア建設推進に関する枠組み協定」調印しました。この調印により今後グレーターベイエリア構想が具体的に動き出すことが期待されています。

2. グレーター・ベイ・エリア構想（Greater Bay Area）

香港経済の今後の発展に際して着目されているのが、「グレーターベイエリア（粵港澳大湾区）」という大規模経済圏の存在です。

グレーターベイエリアとは広東省の9市深圳市、東莞市、広州市、惠州市、珠海市、中山市、江門市、佛山市、肇慶市及びマカオと香港を合わせた経済圏を指します。その規模は人口約6千7百万人、面積56,000平方キロメートル、1人当たりのGDPは2万米ドル規模です。人口は東京の2倍、ニューヨークの3倍に相当します。さらにこの経済圏から中国の近隣地域の福州、江西、湖南、広西、海南、貴州、雲南、さらには東南アジア、南アジアの国々との経済的連携が深まることが期待されます。

2017年7月1日、中国政府、香港、マカオ、広東省の各政府が、「広東・香港・マカオ協力深化によるグレーターベイエリア建設推進枠組協定」を締結し、グレーターベイエリア構想が国家戦略として動き始めました。グレーターベイエリアは官民の連携をもとに各都市の強みを生かした互惠関係を築き上げ、資本、人、物、サービス、情報のクロスボーダーの動きをさらに加速していき、経済や生活をする上で世界最高レベルのエリアを目指すことになります。既に具体的な動きも出てきており、近年では広東省自由貿易区（南沙、蛇口、前海、横琴）のスタート、深圳と香港のボーダーでのイノベーション、テクノロジーパーク設置、さらには珠海、香港、マカオ大橋の建設によるグレーターベイエリアのコンネクティビティ向上などが挙げられます。

<他国Bay Areaとの比較>

				
面積 / 10,000 sq.km	1.4	3.6	2.6	5.6
人口 / million	36	23	9	68
GDP / US\$ trillion	1.5	1.6	0.8	1.39
一人あたりGDP / US\$ 10,000	4.2	7	8.9	2

<Greater Bay Area>



第2章

香港への投資方法

1. 事業形態

外国企業が香港に進出する形態として最も一般的なのは次の3種類です。

- (1) 駐在員事務所
- (2) 支店
- (3) 株式有限責任会社

この他、保証有限責任会社（Limited Company by guarantee）や非営利会社（Non Profit Making Company）やパートナーシップ等がありますが、一般的ではありません。

外国企業が香港へ進出する際に、どのような進出形態を選択するかは、香港におけるビジネス目的、事業活動の内容・規模、財務・税務戦略等に大きく依存することとなります。設立形態別の主なメリットは以下のとおりです。

まず、駐在員事務所の場合は、一般的営業活動は認められず、基本的には情報集活動や連絡業務に限られますが、メリットとして、設立が容易であり、維持コストも低く、会計監査や納税の義務がない点が挙げられます。一方で、支店の場合のメリットとしては、一般的な営業活動が可能であり、会計監査の義務がない点が挙げられます。最後に、株式有限責任会社の場合のメリットとして、一般的な営業活動が可能であり、低税率での納税が可能になる点が挙げられます。

2. 設立手続

(1) 駐在員事務所

駐在員事務所の設立は、外国企業が香港に事務所を設立する1つの手段ではありますが、駐在員事務所は、情報収集や連絡業務等の限られた機能しか持つことができず、事務所の賃貸契約、公共ユーティリティの契約及び従業員の雇用契約等の駐在員事務所の運営そのものに関する契約以外の契約を結ぶことはできません。そのため、通常、駐在員事務所は、外国の企業が大きな投資をする前に、香港市場を調査・分析する場合に設立するケースが多くなっています。

駐在員事務所の設立は、会社条例に基づいて規定される会社登記ではないため、会社登記局に登記するのではなく、商業登記局（税務局の一部門）に事業登記（Business Registration）のみを行います。

駐在員事務所の活動範囲は上記のように制限があるため、営業活動を行う場合には、支店登記を行う必要がある点に留意しなければなりません。仮に駐在員事務所が、見積書や請求書等を発行している場合、営業活動を行っているものと判断されるケースもあるため、活動内容については注意が必要です。

○ 駐在員事務所の登録

登録申請に必要な書類は次のとおりです。

- 1) Form 1(b)
- 2) 会社の登記簿抄本もしくは謄本のコピー
- 3) 上記2)の英訳もしくは中国語訳

上記を商業登記料と合わせて、商業登記局（Business Registration Office）に提出することになります。

○ 駐在員事務所の監査・税務

駐在員事務所は営業活動を行わないため、課税所得は発生せず、事業所得税（Profits Tax）の申告は行いません。税務当局から申告書が発行される場合もありますが、この場合は駐在員事務所としての活動を明記した上で、課税所得をゼロとして申告する必要があります。一方で、駐在員の給与所得については給与所得税の対象となります。

また、駐在員事務所に対しては、公認会計士による監査は法的には義務付けられていません。

(2) 支店

○ 支店の登録

登録申請に必要な書類は次のとおりです。

- 1) 直近事業年度の決算報告書の認定英訳もしくは認定中国語訳
- 2) 定款の認定英訳もしくは認定中国語訳
- 3) 直近の登記簿謄本の真正な写しとその認定英訳もしくは認定中国語訳
- 4) 登録申請書 (Form NN1)
- 5) 商業登記局宛通知書 (IRBR2)

上記を会社登記局に提出し、商業登記局（税務当局の一部門）にも商業登記を行います。

その後、毎年、年次報告書 (Annual Return) を会社登記局に提出する義務が生じます。日本で決算公告の義務のある会社は決算期間12ヶ月以上の決算書の提出も必要です。また、本社の定款の変更、登記住所の変更、支店代表者の変更、増資、取締役の異動等があれば、これらの変更事項についても届出をする必要があります。

また、支店の場合、駐在員事務所とは異なり、契約締結について特に制限はありません。

○ 支店の監査・税務

支店の場合も現地法人の場合と同様、香港源泉の事業所得について事業所得税が課されます。また、支店の公認会計士による監査は法的には義務づけられていません。

(3) 株式有限責任会社

○ 会社の種類

株式有限責任会社の場合、公的会社（Public Company）と私的会社（Private Company）とがあり、定款上、下記の制限がある場合はPrivate Companyとされます。

- 1) 株式の譲渡制限がある
- 2) 株主数が50人以下に制限されている
- 3) 株式や社債の公募が禁止されている

通常、外国企業の子会社として設立する場合はPrivate Companyとなります。

○ 会社設立の方法

会社の設立方法は手続上（1）新規に発起人（通常はカンパニーセクレタリー会社となります）が会社を設立する方法と、（2）カンパニーセクレタリー会社や法律事務所等があらかじめ設立登記してある会社（Shelf Companyと呼びます）を購入する方法の二つがあります。但し、金融機関等のライセンスが必要な会社は新規設立が監督官庁が許可する際の要件になることがあるのであらかじめ確認することをお勧めします。

一般的には、会社設立に必要な書類はすべてカンパニーセクレタリー会社や法律事務所で作成します。設立に要する日数は、銀行口座開設までを含めて、（1）新規設立の場合、約3～4週間、（2）のShelf Company方法の場合、登録済の社名を変更しないのであれば、2～3週間と見込まれます。設立に要する日数は、サインの取付けや社名の変更、定款変更、銀行側の対応に関わる日数により異なります。

会社登記局（Companies Registry）への登録とは別に商業登記局（Business Registration Office）への商業登記を行います。

○ 株式有限責任会社の監査・税務

休眠会社を除くすべての株式会社は、公認会計士による会計監査が義務付けられています。ただし、会社条例上の特定の条件を満たした小規模会社については、財務報告書、取締役報告書の簡素化が認められています。

また、税務申告も毎年必要となり、その際に監査報告書付きの決算書を添付します。

3. 法人構成

(1) 会社名

会社名は英語名か中国名、もしくは両方での登録が可能です。株式有限責任会社と保証有限責任会社の場合、英語名には“Limited”を中国名には“有限公司”を必ず付けなければなりません。なお、希望する社名と同一または類似の商号がすでに登録されている場合は、その社名を使用することはできませんので、設立に際して類似商号の調査が必要となります。

(2) 資本金

2014年3月以降、授權資本制度及び額面株式は廃止され、すべて無額面株式となりました。発行可能株式総数は会社定款で定めることもできます。

(3) 株主

株主は最低1名必要です。株主の国籍や居住地の制限はありません。

(4) 取締役

私的会社の最低取締役数は、1名となります（公的会社は2名以上必要）。定款に特別な規定がない限り、取締役の人数に上限はありません。また、取締役の国籍、居住地の制限もありません。私的会社の場合、法人が取締役になることも可能ですが、最低1名の自然人の取締役が必要となります。取締役の任期は3年ですが、任期が3年以上に延長される場合は株主の承認が必要です。

(5) 監査役

会社条例上、日本のような監査役は規定されていません。ただし、上場会社には監査委員会が設置されます。

(6) 会計監査人

会社は必ず会計監査人を選任し、毎年監査を受ける必要があります。詳細は、第4章 会計・監査制度 2.監査 をご参照ください。

(7) 秘書役（カンパニーセクレタリー）

会社は必ず秘書役を選任しなければなりません。秘書役には香港居住の個人又は香港内に事業所がある法人であれば、誰でもなれますが（香港上場企業の場合は有資格者でなければなりません）、通常は専門の業者に依頼します。

秘書役の主な任務は会社条例で定められた書類の作成、当局への提出及び社内記録の保管等です。具体的には株券の発行、株主名簿の保管、株主総会や取締役会の議事録等の法定書類の作成、保管等を行います。

(8) 税務代理人

税務代理人の任命は任意ですが、通常、税務当局との窓口として依頼するケースが多く見受けられます。

4. 株式公開

(1) 香港証券市場の特徴

香港証券市場は、欧米諸国の機関投資家のみならず、中国の機関投資家がメイン市場と位置付けるなど他の証券市場では類を見ないほど多種多様な投資家層を有し、その高い流動性や資金調達力に加え、香港上場による中国本土マーケットへの高い宣伝効果やブランドの浸透効果についても世界中の企業から注目されています。

香港証券取引所への上場は、特に中国でのビジネス拡大や競争力強化を重要な経営課題とする日本企業にとって、事業戦略として検討に値する効果的な選択肢の一つと言えます。

香港証券取引所は時価総額では34.4兆香港ドル（約464兆円／2018年3月末）で、同じ時期の東京証券取引所の時価総額は665兆円です。2017年の資金調達額では、香港証券取引所は世界第4位の147億米ドル（約1兆6,464億円）となりました。

香港の証券市場には、大きく分けてメインの市場である「メインボード」（Main Board）と、新興企業向けの「GEM」（ジェムと呼ばれる。Growth Enterprise Market の略）の2つの市場があります。メインボードが東証1部や2部のような位置付けであり、厳格な上場基準を満たした企業が上場しており、GEMは新興市場という位置付けで緩和された上場基準の下、成長企業が上場しています。

(2) 外国企業が香港に上場するメリット

外国企業が香港上場することで得られるメリットとして大きく下記の6つが考えられます。

i 中国関連ビジネスの市場価値の最大化

世界的な多種多様の機関投資家が香港に集まっており、中国及び香港のビジネスやマーケットに多くの最も精通したファンドマネジャーやアナリストが香港に在籍しています。香港に上場することにより、彼らの投資対象となり、中国関連ビジネスの市場価値が他の市場よりも高く、かつ、適切に評価されると考えられます。特に、一般消費者向けの商品やサービスを提供し、中国本土での成長ストーリーが確立した企業の市場価値が高く評価される傾向にあります。

ii 多種多様な投資家層がもたらす高い資金調達力や取引高

香港市場の取引の約80%は機関投資家により行われており、他の証券市場では見られないほどの多種多様な機関投資家が世界中から香港に集まっています。世界的に有名な欧米諸国の機関投資家、中東やロシアなどの資源国の潤沢なマネーや中国の巨額な外貨準備高をバックにした各国の政府系投資機関（ソブリンウェルスファンド）、さらに香港地場の財閥系の機関投資家など、厚い投資家層の存在により、香港市場の高い取引高と流動性が確保されています。また、香港市場に特有な機関投資家として、中国本土の金融機関からなる適格機関投資家（QDII: Qualified Domestic Institutional Investors）があります。そのため、中国での成長ストーリーを示すことで、これら多種多様な投資家から多くの資金調達が期待できます。

iii 中国及び香港での知名度向上やブランド価値向上

香港上場により、中国マーケットでの知名度向上、ブランド価値向上が期待できます。

iv 中国現地役員や従業員に対するインセンティブ・プラン

香港上場による上場株式を利用したストックオプションなどインセンティブ・プランを導入することで、現地の優秀な人材の確保・人材の流出の防止に効果があると考えられます。

v 新株発行によるオフショア人民元の調達

中国本土以外で流通する人民元（オフショア人民元）の残高は香港が世界で突出しており、香港は世界最大のオフショア人民元市場になっています。香港上場により人民元建ての新株を発行し、香港市場からオフショア人民元を直接調達することで、人民元を両替コストや為替リスクなしで中国本土に還流させ、中国本土での事業拡大のための資金として活用することが可能となります。中国での事業拡大のための資金を必要としている一方で、中国の借入額の総量規制や、人民元の高金利による借入コストの増大といった課題に直面している場合、新たな資金調達手段として、香港上場による人民元の調達は検討に値すると考えられます。

vi 中国及び香港での信用力の向上

中国及び香港においては一般的に上海や深圳上場企業よりも香港上場企業の方がステータスや信用力は高いと考えられています。そのため、中国や香港の現地企業と取引を行う際に、香港上場企業ということで信用力が向上し、よりスムーズな取引が可能となります。

(3) 上場スケジュール

上場プロジェクトがスタートしてから香港証券取引所に上場申請するまで、香港企業の場合、通常最低 8 ヶ月から 1 年程度かかると言われています。一方、外国企業の場合は、通常最低 1 年から 1 年半程度はかかると見込まれています。

(4) 上場形態

メインボードでは、プライマリー上場 (Primary Listing) とセカンダリー上場 (Secondary Listing) の双方が認められており、GEM はプライマリー上場のみ認められています。プライマリー上場とは原則として香港証券取引所上場規則 (Listing Rules) や香港会社条例 (Hong Kong Companies Ordinance) を完全に遵守することを条件に、香港証券取引所を主要取引所として、全ての株式を香港証券取引所で流通させることができる上場形態を指します。一方、セカンダリー上場とは、香港以外の他の市場に既に上場している企業がさらに香港に上場する場合など、主要取引所 (東京証券取引所など) における規制が香港証券取引所における規制と実質的に同等であると認められることなどを条件に、一定の上場規則の免除が認められる上場形態です。それぞれにメリット・デメリットがあるため、香港上場の目的に合わせて決定します。

	メインボード (Main Board)	ジェム (GEM)
プライマリー上場 Primary Listing	○香港上場のメリットを享受するために最も適した上場方式 ○資金調達額が大きく流動性が高い ○新株発行か HDR *発行か選択が可能 △香港証券取引所上場規則等を完全に遵守する必要あり	○上場基準がメインボードに比べて緩やか △ HDR *方式の上場は不可 - 株式の上場可能 × 市場が小さく資金調達額も小さい
セカンダリー上場 Secondary Listing	○香港証券取引所上場規則等の各種免除が受けられる可能性あり (上場の準備期間が比較的短い) △日本企業の場合、株式発行による上場は不可 (HDR*方式のみ)	× GEM ではセカンダリー上場は不可

*HDR: 香港預託証券(金融機関に日本本国の株式を預託して香港預託証券を発行する方式である)

(5) 上場主体

プライマリー上場の場合においては、上場主体について、日本法人とするのか、香港法人とするのか、又はケイマン諸島などオフショア地域の法人とするのか様々な選択肢が考えられます。

日本法人を直接香港に上場させることが最もシンプルですが、上場時又は上場後において、法体系の違う日本の法律や規制と香港証券取引所上場規則の双方を継続的に遵守し続ける必要があるなど、コストや手間がかかります。

一方、香港法人を上場主体とすれば基本的に日本の法律や規制について遵守する必要はなくなりますが、多くのケースにおいて、上場要件を満たすために上場前に香港法人の傘下に中国や東南アジア諸国のグループ会社を再編するなど、組織再編やそれに伴うタックスプランニングが必要となります。

さらに、香港法人を上場主体とするのではなく、オフショア地域に持株会社を新設し、その傘下にグループ企業を組織再編した後に、当該持株会社を上場主体とすることも香港上場ではよく見られます。オフショア地域の法人を上場主体とすることで、上場主体に日本の会社法や香港会社条例などが適用されず、より柔軟なオフショア地域国の会社法が適用されるなどのメリットがあります。また、オフショア地域の法人を活用するとオフショア地域の法人の株式の売却という手段をとりうるため、その傘下にある子会社の所在地国（中国など）の法律や規制に縛られることなく、将来の組織再編や事業譲渡、撤退が可能になり、さらにはタックスプランニングの自由度が相当高まるというメリットがあります。

(6) 株式公開基準

香港証券取引所に株式公開する際に求められる基準は、メインボードとGEMによって異なります。数値基準などの主な株式公開基準は下表を参照ください。なお、これらに加え、海外企業や一定業種に属する企業などについては別途規定の追加、免除があります。

	メインボード (Main Board)	ジエム (GEM)
事業継続年数	3 事業年度以上	2 事業年度以上
経営陣及び 支配株主	・直近 3 事業年度において経営陣に変更がない、かつ ・直前の監査済み会計年度において支配株主に変更がない	・直近 2 事業年度において経営陣に変更がない、かつ ・直前の監査済み会計年度において支配株主に 変更がない
財務要件	以下(1)～(3)の 3 つの基準のいずれか 1 つを満たす (1) 利益基準 ・直近 3 事業年度の利益合計額が 5,000 万香港ドル (約 7.0 億円) 以上 (補足: 上場直前期の利益が最低 2,000 万香港 (約 2.8 億円) ドル以上で上場直前期以前の 2 事業年度の利益合計額が 3,000 万香港ドル (約 4.2 億円) 以上、かつ ・上場時の時価総額 5 億香港ドル (約 70 億円) 以上 (2) 時価総額 / 売上高基準 ・上場直前期の売上高が 5 億香港ドル (約 70 億円) 以上、かつ 上場時の時価総額が 40 億香港ドル (約 560 億円) 以上 (3) 時価総額 / 売上高 / キャッシュ・フロー基準 ・上場直前期の売上高が 5 億香港ドル (約 70 億円) 以上、かつ ・上場時の時価総額が 20 億香港ドル (約 280 億円) 以上、かつ ・営業キャッシュ・フローがプラスであり、 直近 3 事業年度の営業キャッシュ・フロー 合計額が 1 億ドル (約 14 億円) 以上	以下の(1)(2)の両方の基準を満たす (1) 時価総額基準 ・上場時の時価総額が 1.5 億香港ドル (約 21 億円) 以上 (2) キャッシュ・フロー基準 ・直近 2 事業年度の営業キャッシュ・フロー の合計額が 3,000 万香港ドル (約 4.2 億円) 以上
最低時価総額	5 億香港ドル (約 70 億円) 以上	1.5 億香港ドル (約 21 億円) 以上
流通株時価総額	12,500 万香港ドル (約 17.5 億万円) 以上	4,500 万香港ドル (約 6.3 億円) 以上
上場時の募集 ・売出し対象	全対象のうち最低 10%を公募	同左
株主分 布状況	株主数	同左
	持株割合	同左
会計 基準	一般原則	香港財務報告基準 (HKFRS), IFRS
	特例	海外の上場申請者に対しては、ある一定条件下において、米国会計基準またはその他会計基準が認められる場合がある 既にニューヨーク証券取引所あるいはナスダックに上場している場合は米国会計基準も認められる

(出所) 香港証券取引所

注 1 : 使用為替レートは 1 香港ドルを 14 日本円として換算 (2017 年 4 月末レート)

注 2 : 時価総額が 100 億香港ドル (約 1,400 億円) 超の場合は、浮動株比率が 15%以上まで許容される。

(7) 上場後の財務諸表開示義務とロックアップ期間

香港証券取引所に上場後も、精度の高い財務情報を提供し、投資家を保護することを目的として、決算日後の一定期間内で下記の財務諸表を開示することが義務付けられています。会計事務所による会計監査が義務付けられているのは、年次報告書についてのみです。半期報告書、四半期報告書に対する会計事務所によるレビュー手続の実施は任意とされています。

上記以外にも、投資判断に重要な影響を与える情報について、香港証券取引所及び投資家に対して、適時に通知、開示することが要求されています。

上場後の財務情報の開示義務

	メインボード	ジェム (GEM)
年次報告書	4ヵ月以内	3ヵ月以内
年次決算発表 * 1	3ヵ月以内	3ヵ月以内
半期報告書	3ヵ月以内	45 日以内
半期決算発表	2ヵ月以内	45 日以内
四半期報告書	任意	45 日以内
四半期決算発表	任意	45 日以内

* 1 : 年次決算発表 Preliminary Announcement については監査は義務付けられていないが 監査人からの合意が必要。

支配株主（直接もしくは間接に30%以上の議決権を有する株主、または実質的に取締役会の過半数を選任できる株主）に該当すると、市場で株式の売却ができないロックアップ（Lock-Up）期間があります。

	メインボード	ジェム (GEM)
第 1 ロックアップ期間	6ヵ月	1 年
第 2 ロックアップ期間	6ヵ月	1 年

第 1 ロックアップ期間：上場日から起算した期間であり、この間は一切の株式売却が出来ません。

第 2 ロックアップ期間：第 1 ロックアップ期間後の期間であり、この間は議決権が30%未満となるような売却は出来ません。

(8) メインボード及びジェム (GEM) に関する株式公開基準の改正

2017年12月15日に香港証券取引所はジェム (GEM) を中心とした株式公開基準の改正を公表しました。当該改正基準は2018年2月15日より適用されています。ジェム (GEM) については従来、メインボードへのステップアップのための市場と位置づけられており、メインボードの形式基準を満たしていればステップアップの申請が可能でした。メインボードと比較し緩和された上場要件にて上場することが可能であったこともあり、近年、証券市場の質を損なう可能性があるという問題点が指摘されていました。今回の改正により、ジェム (GEM) は、メインボードへのステップアップのための市場という位置づけから、中小規模の企業のための市場という位置づけへと変革するものと考えられます。

(参考) 新旧基準比較

	旧基準	改正基準
GEM からメインボードへのステップアップ要件		
スポンサーの任命と目論見書 標準書類の準備	不要	必要
GEM 上場要件		
財務要件	(1) 時価総額基準 ・上場時の時価総額が 1 億香港ドル (約 14 億円) 以上 (2) キャッシュ・フロー基準 ・直近 2 事業年度の営業キャッシュ・フロー の合計額が 2,000 万香港ドル (約 2.8 億円) 以上	(1) 時価総額基準 ・上場時の時価総額が 1.5 億香港ドル (約 21 億円) 以上 (2) キャッシュ・フロー基準 ・直近 2 事業年度の営業キャッシュ・フロー の合計額が 3,000 万香港ドル (約 4.2 億円) 以上
ロックアップ期間	(1) 第 1 ロックアップ期間：6 ヶ月 (2) 第 2 ロックアップ期間：6 ヶ月	(1) 第 1 ロックアップ期間：1 年 (2) 第 2 ロックアップ期間：1 年
流通株時価総額	3,000 万香港ドル(約 4.2 億円) 以上	4,500 万香港ドル(約 6.3 億円) 以上
上場時の募集・売出し対象	100%特定の者に割り当て可能	全対象のうち最低 10%を公募
情報開示	関連者への株式割当てに関する情報開示義務なし	関連者への株式割当てに関する情報開示義務あり
メインボード上場要件		
最低時価総額	2 億香港ドル(約 28 億円) 以上	5 億香港ドル(約 70 億円) 以上
流通株時価総額	5,000 万香港ドル(約 7 億万円) 以上	12,500 万香港ドル(約 17.5 億万円) 以上

(9) メインボード上場の新たな制度提案

市場関係者からのフィードバックに基づき、香港証券取引所は、新興・革新分野の企業の上場要件を緩和するために、メインボード上場制度の追加を検討しています。具体的にはメインボード上場基準に 2つの新しい章を導入し、(i) バイオテック企業の上場要件緩和、(ii) ニューエコノミー企業の種類株上場規制の撤廃 (iii) ニューエコノミー企業の香港セカンダリー上場許可を提案しています。草案は 2018 年第 1 四半期中の完成及び意見募集の開始を予定しています。

i バイオテック企業の上場要件緩和

香港証券取引所は、未だ売上のないバイオテック企業の上場許可を提案しています。バイオテック企業は、主に研究開発 (R&D) に従事し、ユニークな特徴を持つイノベーションや知的財産を持ち、コンセプトステージを超えた製品を少なくとも 1つは持っていなければなりません。また、投資家が事業および研究開発のリスクを十分に知るための情報開示も求められます。加えて、上場時の最低時価総額は 15 億香港ドルとするなど、追加条件を設定しています。

なお、バイオテック企業以外のニューエコノミー企業に関しても、上記要件緩和の適用可否を判断する制度の導入を検討しています。

ii ニューエコノミー企業の種類株上場規制撤廃

香港証券取引所は、追加の開示および保障措置を前提として、加重投票権（Weighted Voting Rights）構造を有するニューエコノミー企業の上場許可を提案しています。該当企業は上場時の時価総額が少なくとも100億香港ドル以上である必要があり、100億香港ドル以上400億香港ドル未満の場合には、直近会計年度において少なくとも10億香港ドルの売上計上を要求するなど、追加条件を満たす必要があります。これらの詳細を定めた指針が公表される予定です。

iii ニューエコノミー企業の香港セカンダリー上場許可

香港証券取引所は、海外の適格証券取引所にプライマリー上場しているニューエコノミー企業誘致のため、これらの企業の香港セカンダリー上場許可を提案しています。申請企業は、適格証券取引所で少なくとも2年間の良好なコンプライアンスの記録を持ち、上場時の最低時価総額は100億香港ドルとされています。また、(i) WVR構造企業 (ii) 中華圏が事業の中心となる企業によるセカンダリー上場の場合は、上場時の最低時価総額400億香港ドルが求められます。

第3章

事業規制

1. 年次コンプライアンス

香港私的有限会社に求められる年次コンプライアンスの概要は、以下の通りです。

(1) 株主総会 (Annual General Meeting ; AGM)

会計基準期間の最終日から9ヶ月以内に開催する必要があります。

ただし、株主全員の同意があれば株主総会を開催する必要はなく、書面決議で足ります。決議書及び株主総会で提出が必要な書類全てのコピーを株主に提出しなければなりません。

株主が一名の会社は株主総会開催の必要はありません。

(2) 年次報告書 (Annual Return)

会社設立の翌年より毎年、会社設立日から42日以内に年次報告書を会社登記局へ提出しなければなりません。年次報告書の作成・提出はカンパニーセクレタリーが行います。

年次報告書には主に次の事項を記載します。

- 1) 会社名称
- 2) 年次報告書更新年月日
- 3) 当該年次報告書がカバーする会計期間
- 4) 登記住所、E-mailアドレス
- 5) 資本金
- 6) 取締役、株主の情報（名前、住所等）
- 7) カンパニーセクレタリーの情報（名前、住所等）

(3) 事業登記証明書 (Business Registration)

香港で事業を行う場合、事業開始日から1カ月以内に事業登記を申請し、事業登記証明書を取得することが義務付けられています。また、登録した事業内容に変更が生じた場合、変更後1カ月以内にIRD（香港税務局）に書面で通知する必要があります。（Cap310. Business Registration Ordinance）

(4) 年次会計監査（第4章参照）

(5) 事業所得税申告書及び雇用主支払報酬申告書

事業所得税申告書（Form BIR51）及び雇用主支払報酬申込書（Form BIR56A及びIR56B）を毎年、IRD（香港税務局）へ提出する必要があります。第5章 1. 直接税 (2) 給与所得税（Salaries Tax）⑤申告と納税参照。

(6) 雇用開始通知書、雇用終了通知書及び出国通知書

雇用開始通知書（Form IR56E）、雇用終了通知書（Form IR56F）及び出国通知書（Form IR56G）をIRD（香港税務局）の個人所得税部門に提出する必要があります。第5章 1. 直接税 (2) 給与所得税（Salaries Tax）⑤申告と納税参照。

(7) 強制積立退職金（MPF）の積立（2. 外国人に対する要求事項、労使関係参照）

(8) 労働者災害補償保険への加入（Employees' Compensation Insurance）

労働者災害補償保険への加入が強制されています。また、雇用主は付保内容を明記した保険通告（Notice of Insurance）を事業所内に掲示する必要があります。

(9) 会計帳簿の保管

香港における会計・税務に関連する資料の保管期間については、香港会社法（Cap622）373～379条、税務条例51C条においてそれぞれ、以下の通り明記されています。

-香港会社法：決算期後7年間

-税務条例：該当する決算期の申告完了日から7年間

2. 外国人に対する要求事項、労使関係

(1) 就労ビザの取得方法

香港で外国籍者が就業する場合、当該者が香港にとって有益で、香港にはない特別な技術、知識、あるいは経験を有している、または香港経済に実質的に貢献できることが条件となります。

i. 申請者が作成する書類

- a. 申請書 (ID 990A)
- b. パスポートのコピー
- c. 香港身分証 (Hong Kong Identity Card) のコピー (該当ある場合)
- d. 学歴や職歴に関する証明書のコピー

申請者に帯同する家族がいる場合、別途書類が必要です。

ii. 雇用主が作成する書類

- a. 申請書 (ID 990B)
- b. 雇用契約書または辞令のコピー (役職・給与明細・手当・採用期間を明記)
- c. 商業登記証明書のコピー
- d. 財政状態を示す書類 (納税申告書、決算書など)
- e. 会社の業務内容に関する詳細な資料 (会社案内、商品カタログ、パンフレットなど)
- f. 事業計画書 (設立後 1 年未満の場合)

※申請日から遡り 18 カ月以内に他の外国籍従業員の就業もしくは研修ビザ/入国許可のビザを取得していた場合、雇用主は一部の書類 c～f を再度提出する必要はありません。

申請後ビザ発給までに、4週間程度かかります。就労ビザが許可されると、入国ビザ・ラベルが申請者に交付されるため、パスポートとともに入国審査官に提示し、入国許可を受けます。入国許可後の滞在可能期間は入国審査官により決定されます。入国後は期限到来ごとに、延長手続きを繰り返すことになります。

また、香港入境後30日以内に、香港身分証 (香港ID) を申請する必要があります。香港では180日以上滞在認可を取得した満11歳以上の者は、身分証の携帯を義務付けられており、身分証がない場合はパスポートの所持が必要です。香港IDは公共病院で治療を受ける際や、銀行口座の開設、家屋の賃貸契約や公共施設の利用などにも必要となります。

（２）外国人就業規則

外国人が就職できない民間職種は特に定められていません。なお、扶養家族ビザを得た駐在員家族の就労も認められています。

（３）在留許可

就業または投資の意図を持つ場合、ビザ申請が必要となります。

（４）現地人の雇用義務

雇用・登用に関して現地人を優先する法的定めはありません。

（５）法定最低賃金制度

香港では、法定最低賃金制度法定最低賃金条例（Cap608. Minimum Wage Ordinance）が導入されています。なお、法定最低賃金は2017年12月31日現在、時給34.5香港ドル（約483円）と定められています。

法定最低賃金制度の詳細：勞工処のウェブページ（Labour Department - STATUTORY MINIMUM WAGE）参照

なお、付加給付（ボーナス、各種補助・手当、法定祝祭日、病気休暇・産休・解雇手当など）については、雇用条例（Cap57. Employment Ordinance）に定められています。

詳細：勞工処 A Concise Guide to the Employment Ordinance参照

労働時間は、オフィスワークが週5日、それ以外は週6日が一般的です。

（６）強制積立金制度（Mandatory Provident Fund : MPF）

強制積立金制度は、企業、従業員双方が積み立てを行う強制拠出型の退職金制度です。この制度の対象者は、原則、18～65歳の労働者であり、日本人駐在員など香港にて現地採用されていない外国人の加入は強制されません（香港永久居民を除く）。雇用者と従業員はそれぞれ、従業員の毎月の給与の最低5%（月給30,000香港ドル以上の場合、強制拠出上限の1,500香港ドル）を、登録されたMPF運営会社に預託します。従業員が退職する際に、雇用者はMPF積立金を解雇補償金、長期服務金として使うことができます。

※給与が既定の下限（月7,100香港ドル）に達していない場合、従業員側の拠出は免除されます。

※雇用者拠出分と従業員拠出分をそれぞれ別のMPF運営会社に預託することも可能です。

※解雇補償金、長期服務金：従業員の月間総給与×2/3×従業員の勤続年数として算定されます。

従業員の月間総給与が22,500HK \$を超える場合は22,500HK \$を上限とします。また、支給金額の上限は390,000HK \$（約550万円）です。

3. 減資と合併

(1) 減資

従来の会社条例では、減資手続に際して裁判所が関与する必要がありましたが、現在の会社条例では、有償無償を問わず減資（Reduction of Share Capital）手続及び自社株購入（Share Redemptions and Buy-Backs）手続は、裁判所の認可なく実施することが可能となっています。減資手続と自社株購入の主な手続内容は、下表のとおりです。特別な項目としては、支払能力証明書（Solvency Statement）の作成が要求される点が挙げられます。

項目	手続内容
定款内容の確認	減資もしくは自社株購入に際し、定款で制限していない点を確認し、もし制限があれば、臨時株主総会での出席者の75%以上の特別決議を経て、会社定款を修正する必要があります。
支払能力証明書	対象会社の全取締役は、当該手続完了後、如何なる債務も履行可能であることを取締役会決議で承認し、その要件と根拠を記した証明書に、日付、取締役氏名及び署名を付して発行する必要があります。
株主による承認	臨時株主総会開催のため、取締役はその招集通知を発行し、支払能力証明書日付から15日以内に臨時株主総会で減資もしくは自社株購入に係る75%以上の特別決議承認が必要になります。
公告	上記の特別決議後に、香港政庁の官報に掲載し、同じタイミングで香港の新聞2社で同内容を公表する必要があります。（あるいは、各債権者に書面で通知する必要があります）
登記	上記の公告期間（5週間の株主及び債権者異議申立期間）経過後、香港会社登記所へ支払能力証明書及びForm NSC17(資本金報告書を含む)を提出する必要があります。

(2) 合併

従来の会社条例では、合併制度は規定されておらず、会社が2社以上の統合を検討する場合では、一方の会社を清算し、他方の会社へ営業譲渡を行う方法と、新たに会社を設立し、両者の機能を新会社に統合する方法が考えられていました。また、必ず裁判所の認可を得る必要がありました。現在の会社条例では、合併の規定が新設され、下記の条件に当てはまれば、裁判所の認可なしに合併手続を進めることができるようになりました。

- (1) 合併する法人は必ず香港会社であること
- (2) 香港会社は必ず有限会社であること
- (3) 合併会社同士は必ず100%保有のグループ会社間であること
- (4) すべての合併会社は必ず支払能力がある必要があること（被合併会社の直近12カ月以内に決済期限が来るすべての負債を支払うことができること）

そのため、グループ内での組織再編時の親会社による100%子会社の垂直合併及び100%子会社同士の水平合併を裁判の認可なしに実施することが可能です。なお、垂直合併及び水平合併の主な手続内容は、下表のとおりです。

項目	垂直合併	水平合併
公告	各々の合併対象会社の各債権者に書面にて通知する必要があり、垂直合併の場合は、株主総会の21日以上前までに、香港の新聞2社で公表する必要があります。	各々の合併対象会社の各債権者に書面にて通知する必要があり、株主による決議書が持回りされる日までに香港の新聞2社で公表する必要があります。
支払能力証明書	存続会社の全取締役は、存続会社が如何なる債務も履行可能であること、吸収合併される会社の直近12ヶ月間以内に決済期限が到来するすべての債務（偶発債務や将来発生すると考えられる債務含む）を履行可能であること、並びに存続会社による浮動担保やその他担保がないことを報告し、その要件と根拠を記した証明書を発行する必要があります。	
株主による承認	・吸収合併する親会社の株主は、株主総会にて特別決議が必要（決議のみでは不可で必ず総会の開催が要求されます） ・吸収合併される子会社の株主は、株主総会にて特別決議が必要（決議書のみでも可）	吸収合併する子会社及び吸収合併される子会社の株主は、株主総会にて特別決議が必要（ともに決議書のみでも可）
登記	株主による特別決議後15日以内に、香港会社登記所へ合併登記関連申請書類を提出する必要があります。（以後、5週間の債権者異議申立期間があります）。	

第4章

会計・監査制度

1. 会計

香港の会計基準は2005年1月1日より国際財務報告基準（IFRS s）にフルコンバージェンスされており、実質的にIFRS sと同一基準です。すなわち、国際会計基準（International Accounting Standards、IAS）に対応したものとして、香港会計基準（Hong Kong Accounting Standards、HKAS）を発行しており、さらに国際財務報告基準（International Financial Reporting Standards、IFRS）に対応して、香港財務報告基準（Hong Kong Financial Reporting Standards、HKFRS）を発行しています。IAS及びHKAS、IFRS及びHKFRSは、基準名、基準番号は全て同一のものを採用しており、内容についても同等のものとしています。また、IFRSの新たな発行、改訂、解釈指針（IFRIC Interpretation）の発行に伴い、同内容であるHKFRS及びHK（IFRIC）Interpretationを発行、改訂しており、これらに伴う適用初年度も原則としてIFRSsに合わせています。

2. 監査

（1）監査の概要

会社条例においては、会社は公開会社であるか閉鎖会社であるかにかかわらず、全て公認会計士による会計監査を受ける必要があると定められています（香港会社条例第405条）。香港公認会計士協会は、公認会計士が監査実施に際して遵守すべき事項である「香港監査基準」（Hong Kong Standards on Auditing、HKSA）を発行していますが、香港監査基準は、会計基準と同様に「国際監査基準」（International Standards on Auditing、ISAs）を基本的に準用しています。ISA及びHKSAは、基準名、基準番号を同一のものとしており、さらに内容についてもほぼ同等のものとしています。

(2) 会計監査の期限

実務上は、税務上の申告期限が会計監査の期限となるケースが多く、税務上の申告期限は、12月決算の会社であれば翌年の8月15日前後、3月決算の会社であれば同年の11月15日前後に例年設定されます。

(3) 会計監査人の選任・解任

会計監査人は会社の年次株主総会により選任され、任期は次の年次株主総会までです。年次総会で会計監査人を選任しなかった場合には、株主は裁判所に申請して会計監査人を選任することができます。会計監査人を変更する場合、会社は現監査人に対して、監査人変更の意向を通知する必要があります。現監査人の辞任通知書を受領してから原則14日以内に、辞任書のコピーを会社登記局に届け出る必要があります。また取締役会において、新たな会計監査人を選任することを承認する必要があります。

第5章

税制

1. 直接税

所得に対して課される税金としては、次の3種類があります。香港には日本の贈与税に相当するものではありません。また、地方税也没有ありません。

- (1) 事業所得税 (Profits Tax)
香港源泉の事業所得に対して課されます。
- (2) 給与所得税 (Salaries Tax)
香港源泉の役員報酬、給与、年金等の収入に対して課されます。
- (3) 不動産所得税 (Property Tax)
香港にある土地、建物の所有者が得る家賃収入に対して課されます。法人が事業所得税を課されている場合、不動産所得税は免除されます。

○ キャピタルゲインに対する課税

投資目的で保有している不動産の売却益や投資有価証券の売却益に対しては、課税されません。但し、短期間に売買を行っている場合には、キャピタルゲインではなく事業所得であると認定されるケースがあるので、注意が必要です。キャピタルロスについても同様に税務上の損失/費用とは認められません。投資取引（非課税）と事業取引（課税）の区別は難しく、税務局と個々のケースで争われることが多くあります。下記の留意点がありますが、これらを総合的に勘案して判定することになるので、個々に会計・税務の専門家のアドバイスが必要となります。

- (1) 物件の内容 : 投資の対象となりやすいものか、あるいは売買の対象になりやすいものかどうか。
- (2) 所有期間 : 所有期間が短いと事業取引と見なされやすい。
- (3) 取引回数 : 頻繁に売買をすると事業取引と見なされます。

(4) 広告宣伝 : このような販売促進行為は事業取引と見なされやすい。

(5) 購入の動機/売却の動機

○ 受取配当金に対する課税

受取配当金は非課税です。

○ 知的所有権に対するロイヤリティーに対する源泉課税

支払先が香港居住者であるか非居住者であるかを問わず、配当や利息、その他いかなる所得の源泉に対しても、下記を除いて源泉税は課されません。

香港で事業を営まない者に対する知的所有権のロイヤリティーについては、支払額の30%を課税所得とみなすことになっています（支払額は全額損金算入）。従って法人に対する事業所得税16.5%を前提とすると実効税率は支払額の4.95%となります。但し、次の場合は、受取額全額が課税対象となります。

- 1) ロイヤリティーが関係会社に支払われ、かつ
- 2) 香港で事業を行っている者が当該知的所有権の一部または全部を所有している場合

○ 国外源泉所得（オフショア所得）

香港の領域外（オフショア）源泉所得は非課税です。但し、この領域内、領域外所得の判定は複雑です。

香港の税法は日本と異なり、詳しい規定がなく、過去の判例を参考に解釈せざるを得ないことがよくあります。特にこのオフショアの判定は常に議論の種となる問題であり、一般的説明は困難です。従って、個々のケースについて、税務・会計の専門家によるアドバイスを受けながら対処することになります。

原則、以下の3条件を満たす場合に香港源泉の所得であるとみなされ、香港事業所得税の課税対象となります。

- 1) 香港内で事業活動が行われていること
- 2) 当該事業活動により利益が生じていること
- 3) 当該利益は香港内で生じ、獲得されていること

例えば、商品の売買であれば購入契約と販売契約の両方が香港内で締結されている場合は香港事業所得税の課税対象になり、両方が香港外で締結されている場合は課税対象外、どちらかが香港

内で締結されている場合は課税対象と仮定されます。購入者が香港内の仕入業者（外国企業の買付事務所を含む）の場合は販売契約は香港内で締結されたとみなされ、商品が香港サプライヤーから購入されている場合は香港内での締結とみなされます。契約締結のために香港外に赴く必要がなく、締結が香港内で電話やファックス等で行われた場合は香港内での締結とみなされます。

所得源泉地を決定するにあたっては売買契約は重要な判断基準ではありますが、利益が生み出されるためのあらゆる工程が考慮されます。製造業の場合は、商品が香港内で製造された場合はその製品販売から得られた利益は香港事業所得税の課税対象となります。香港内で製造されたかどうかの判断は原料の調達、労働者の雇用、製品のデザイン、機械設備の設置場所等が判断基準となります。証券の売買であればこの証券取引所に上場されているものを販売したか、売買契約はどこでなされたか等が考慮されます。

なお、オフショア取引として非課税とされる場合、その所得に対応する費用も税務上否認されます。また、利益の源泉を明確にする事前審査制度が設けられています。

（１）事業所得税（Profits Tax）

① 課税基準と税率

香港源泉の事業所得に課税されます。税率は法人と個人で異なります。

法人（外国法人を含む）	： 16.5%
個人（パートナーシップを含む）	： 15%

香港経済のさらなる発展をめざし、2段階の税率を導入する法案が2017年12月に公表され、2018年4月からの適用に向けて審議されています。

課税所得	法人 税率	個人 税率
2百万香港ドルまで	8.25%	7.5%
2百万香港ドル超	16.5%	15%

② 申告と納税

日本のような申告納税方式ではなく、申告した後に税務局から賦課決定通知書を受け取り、支払います。

課税年度は毎年4月1日から翌年3月31日です。

課税年度2017/2018年と言う場合は2017年4月1日から2018年3月31日までの期間を指します。

法人の場合、それぞれの課税年度内に終了した会計期間が対象となります。

申告用紙 (Profits Tax Return) は通常毎年4月1日付で税務局が各納税者に書留で郵送します。

申告期限は、Tax Return発行の日付から1ヶ月ですが、通常下記の申告期限の延長 (Block Extension Schemes) が認められます。

<u>会社の決算日</u>	<u>延長後申告期限</u>	<u>電子申告の場合の 延長後申告期限</u>	<u>納税予定時期</u>
12月1日～12月31日	翌年8月中旬	翌年8月下旬	11月 (第1回)、翌1月 (第2回)
1月1日～3月31日	同年11月中旬 (*)	同年11月下旬	2月 (第1回)、4月 (第2回)
4月1日～11月30日	翌年5月上旬	翌年5月中旬	11月

(*) 欠損の場合には、翌年2月上旬までの再延長が認められています。

申告の後、通常約1ヶ月後に税務局から賦課決定通知書 (Notice of Assessment) が送付されて来ます。賦課決定通知書に税金の支払期限が記載されていますので、それに従って支払います。

通常、確定税額及び、翌年予納税額の75%を第1回納税予定時期に、残り25%を第2回納税予定時期に支払います。但し、4月～11月決算の会社は通常年1回払いです。

前述の賦課決定通知書には、通常翌年度も同額の所得が生じるものとみなして予納税額が記載されています。もし、翌年度の所得が前年度の所得の90%以下と見込まれる等の場合は、予納税額の減額又は取消しの申請 (Hold Over) を納税期限の28日前または通知書の発行日の14日後のいずれか遅い日までに行うことができます。

③ 損金算入項目と不算入項目

一般的に課税所得の稼得のために発生した費用は控除されます。

損金不算入項目の主なものは次のとおりです。

- 家事関連費ないし個人的支出
- 資本的支出及び改良費
- 貸倒引当金 (一般引当)
- 減価償却費は後述の額のみ控除
- 支払利子については概ね下記の借入に対して支払った利子のみ損金とされます。

- a. 借入金が香港又は海外の金融機関からであり、かつ、その借入金に対して借入する会社又はその関連会社の預金担保等（その利息が香港で非課税となる預金等）がついていない場合。関連会社の保証があっても問題なし。
- b. 貸付側の受取利子が香港で課税される場合。
- c. 借入金が第三者からのものであり、その資金の用途が棚卸資産または償却資産の購入である場合。

従って、例えば日本の親会社から直接香港子会社が借入れを行い、利息を支払った場合、全額損金否認される場合が多いので注意が必要です。なお、一定の要件を満たす場合、香港外の関連会社からの借入に係る支払利息について、損金算入が可能となりました(下記⑦参照)。

④ 減価償却

会計上の減価償却費は税務上の損金とはされず、かわりに下記の税務上の減価償却費が控除されます。

	初年度特別償却	年次償却
工業用ビル	20%	4%（定額法）
商業用ビル	ゼロ	4%（定額法）
設備及び機械	60%	10%, 20%, 又は30%（定率法）

コンピューターのハードウェア、ソフトウェアへの投資及びその他の特定の支出については、購入初年度に全額損金算入が認められます。

環境対応型の機械及び設備の資本的支出に対する購入初年度での100%損金算入も認められます。また、2008/09年度より環境対応型の建物付属設備の5年間の減価償却期間についても認められるようになりました。

更に、2010/11年度より環境対応型車両の資本的支出に対する購入初年度全額損金算入も認められています。

日本のように少額固定資産について取得年度の損金と認める簡便的な方法は香港にはありません。設備及び機械については、各償却率の資産ごとに合算して償却する「プーリング・システム」が認められています。

⑤ 繰越欠損金

税務上の欠損金は無期限に繰り越すことができます。ただしグループ会社へ付け替えたり、繰り戻したりすることはできません。

⑥ 移転価格税制

移転価格税制の包括的な枠組みを定めた税務局解釈・実務指針46「移転価格」が2009年12月に、移転価格税制において適用すべき第三者間取引価格の算定方法について事前に税務当局と合意するための事前確認制度（Advanced Pricing Agreement：APA）を定めた税務局解釈・実務指針48「事前確認制度」が2012年3月に公表されていますが、同時文書化の義務については、含まれていませんでした。

2016年10月および2017年7月に税源浸食と利益移転（BEPS）の取締まり措置に関する諮問書が公布されました。さらに、2017年12月に2017年香港税務(改正)(第6号)法案(BEPS法案)が官報に公示され、主に下記の内容が含まれています。

- 三段階の文書化アプローチ(マスターファイル、ローカルファイル、国別報告書)を導入する。
- マスターファイル及びローカルファイル記載内容は、OECDのガイダンスと概ね一致している。
- 適用開始
マスターファイル及びローカルファイル：2018年4月1日以降に開始する会計期間から作成し、会計期間終了後6か月以内に準備
国別報告書：2018年1月1日以降に開始する会計期間から提出
- マスターファイル及びローカルファイルの準備の免除条件
(a) 事業規模に基づく条件
次の3つのうち、2つを満たす場合、マスターファイル及びローカルファイルの準備が免除されます。
 - 年間総収入：200百万香港ドル以下
 - 総資産：200百万香港ドル以下
 - 従業員数：100人以下
(b) 関連者取引に基づく条件
次のカテゴリーごとの条件を満たす場合、そのカテゴリーに関するローカルファイルの準備が免除されます。すべてのカテゴリーについて条件を満たす場合は、マスターファイル及びローカルファイルの準備が免除されます。
 - 資産の取引：220百万香港ドル未満
 - 金融資産の取引：110百万香港ドル未満
 - 無形資産の取引：110百万香港ドル未満
 - その他の取引：44百万香港ドル未満
- 国別報告書は、グループの年間売上高が7億5000万ユーロ以上の多国籍企業は提出しなければならない。
- マスターファイル、ローカルファイルおよび国別報告書は、中国語または英語で準備する必要がある。
- 二国間及び多国間のAPAだけでなく、1か国のみでのAPA申請(ユニラテラルAPA)も適用できるようにする条項を含んでいる。

BEPS法案は、2018年1月10日に香港特別行政区立法会に導入されました。

⑦ コーポレート・トレジャリー・センターと香港外の関連会社からの借入に係る支払利息の損金算入

2016年4月1日以降、コーポレート・トレジャリー・センター(CTC: Corporate Treasury Centre)に対する税務上の優遇制度として、一定の要件を満たす適格CTCについて優遇税率(16.5%→8.25%)の適用が可能となりました。同時に香港外の関連会社からの借入に係る支払利息について、一定の要件を満たす場合、適格CTCに限定せず、損金算入が可能となりました。

- 適格CTCの要件(下記いずれか)
 - コーポレート・トレジャリー活動(Corporate treasury activity)のみ行っている。Cash poolingなど関連会社との間での借入・貸付や、関連会社への資金繰り管理等の財務関連サービス、支払代行、保証の提供など。
 - 総利益と総資産のうち、75%以上がコーポレート・トレジャリー活動に関連する等の、セーフ・ハーバー・ルール(Safe Harbor Rule)を満たす。
 - 香港内国歳入庁長官により認可を受ける。
- 香港外の関連会社からの借入に係る支払利息の損金算入要件(下記すべて)
 - 通常グループ・ファイナンス事業(intra-group financing business)の一環として、香港外の関連会社(non-Hong Kong associated corporation)から借入れている。
 - 香港外の貸手の受取利息に適用される税率が香港参照税率(the reference rate:すなわち16.5%、または借手が香港適格CTCの場合は8.25%)以上である。
 - 貸手が利息を使用及び享受する権利を有しており、貸手は第三者に当該利息を受渡す法的又は契約上の責務を有していない。
- 優遇税率を受けるための要件(下記すべて)
 - 取締役会などの経営実態が香港にある。
 - 実質的な事業活動が香港で行われている。
 - 優遇税率適用について書面で申請する。

⑧ 航空機リース税制

2017年7月に導入された航空機リースの優遇措置の主な内容は、以下の通りです。

- 「適格要件を満たす航空機の貸手」が計上した航空機リース収入は、その純リース収入に対して1.65%の税率で課税される。
- 「適格要件を満たす航空機リース管理取引」には8.25%の税率が適用される。

当該優遇措置に関して、航空機リース事業は複雑であることから、2017年10月にDIPN54が公表され、多くの実務上の取り扱いが明確化されています。

(2) 給与所得税 (Salaries Tax)

① 被雇用者の報酬

給与所得についても、香港源泉の所得についてのみ課税されます。

以下の場合には、すべての報酬が、香港源泉の所得として課税対象となります。ただし、被雇用者の香港における滞在が課税年度内（4月～翌3月）において合計で60日を超えない場合、給与所得税は免除されます。

- (a) 雇用主の経営管理が香港で行われている
- (b) 雇用契約が香港で交渉、締結され法的効力を有している
- (c) 報酬が香港で支払われている

上記以外の場合については、報酬を香港における滞在期間で按分した金額が、課税対象となります。ただし、日港租税協定により、香港における滞在が課税年度内（4月～翌3月）において合計で183日を超えない場合には、給与所得税は免除されます。

② 取締役の報酬

役員報酬または他の何らかの職位に就いていることにより受取った収入の源泉の決定については、法律上、その職位が存在する場所が源泉地とみなされます。香港会社の取締役には、従業員との雇用関係であれば適用される60日ルールが適用されず、たとえ60日以内の香港滞在であっても、その役員報酬に対して給与所得税が課せられます。しかしながら、取締役は従業員との兼務も可能であり、従業員として提供した役務に対する給与を受取ることができ、この給与の源泉地の決定は役員報酬とは区別して行うことが可能です。

③ 香港会社の従業員で長期外国出張している従業員

長期間海外出張（中国など）をしている社員が海外と香港で二重課税されないよう税務条例Section 8(1A)(C)の規定により外国において所得税を課された所得についてはその部分についてのみ給与所得課税を免除する制度があります。

④ 課税所得

課税対象となる給与所得は賃金、給与、賞与、手数料、チップ、休暇手当、会社負担所得税、子女に対する教育補助金等です。

○住宅補助

会社が社宅を提供したり、家賃の全額または一部を負担する場合、下記をみなし家賃補助 (Rental Value) として課税所得に加算します。なお、ホテル宿泊の場合は別途規定があります。

- 家賃の全額を会社が負担するケース： 課税所得の 10%
- 家賃の一部を会社が負担するケース： 課税所得の 10% - 個人負担分

(例) 家賃がHK\$30,000/月で会社負担の家賃補助がHK\$27,000/月の場合

給与所得 (Salary)	\$600,000	
みなし家賃補助 (Rental value)	+60,000	\$600,000 * 10%
個人負担分 (Rent paid)	-36,000	\$3,000 * 12ヶ月
課税所得合計	\$624,000	

⑤ 申告と納税

a. 雇用主側の義務

○ 雇用開始通知書

Notification by an employer of an employee who commences to be employed (Form IR56E)

雇用主は給与所得税納税の必要があるとみられる者を雇う場合、雇用開始から3ヶ月以内にこの通知書を税務局に提出しなければなりません。

○ 雇用主通知書

Employer's Return of Remuneration & Pensions (Form BIR56A, IR56B)

この通知書は通常毎年4月1日付で税務局より発行され、雇用主宛に郵送されます。雇用主はこの通知書の発行日から1ヶ月以内に給与所得税納税の必要があるとみられる者の給与等を記入し、税務局へ提出しなければなりません。

○ 雇用終了通知及び出国通知

Notification by an employer of an employee who is about to cease to be employed (Form IR56F) & Notification by an employer of an employee who is about to depart from Hong Kong (Form IR56G)

従業員が退職又は香港から出国する場合は、退職日または出国日の1ヶ月前までに上記書式のいずれかによって、税務局に通知しなければなりません。

b. 本人の申告と納税

○ 給与所得税申告書

Tax Return-Individuals (Form BIR60)

税務局から納税者に直接郵送されます。通常5月の第1営業日付で発行されます。納税者は、既に雇用主が提出したEmployer's Returnの写しをもとに給与ボーナス等の欄を記入し、その他の所得があればそれらも加算して記入します。提出期限は申告書に記載してある発行日から1ヶ月以内です。

初めて香港給与所得税の対象になる人の場合、申告書の送付が遅れる場合が多々あります。

○ 課税通知書

Assessment Demanding Final Tax and Notice for Payment of Provisional Tax

給与所得申告書の提出から約3ヶ月後に、課税通知書が納税者本人に郵送されます。

課税通知書には支払期限と税額が記載されていますので、それに従って支払うことになります。

通常は2回の分割払いで1回目、2回目それぞれの支払期限が記されています。

翌年度分の予納税額も合わせて記載されており、この税額と合わせて支払うことになります。通常、第1回目の支払期限は1月から3月の間、2回目は1回目の約3ヶ月後です。

⑥ 人的控除他

主な人的控除は次のとおりです。

	2016/17年度 (HK\$)	2017/18年度 (HK\$)
基礎控除 (未婚)	132,000	132,000
(既婚)	264,000	264,000
寡婦 (夫) 控除	132,000	132,000
子女控除		
第1子～第9子 (一人につき)		
出生年度	200,000	200,000
その他の年度	100,000	100,000
扶養父母控除、扶養祖父母控除		
扶養対象者が60歳以上の場合	46,000	46,000
扶養対象者が55歳から59歳の場合	23,000	23,000
扶養障害者控除	66,000	75,000
扶養兄弟 (姉妹) 控除※	33,000	37,500

(*) 同じ被扶養者に子女控除が申請されていないことが要件となります。

⑦ 給与所得税率

2016/2017年度			2017/2018年度		
人的控除後の所得 HK\$	税率 %	税額 (HK\$)	人的控除後の所得 HK\$	税率 %	税額 (HK\$)
40,000以下	2.0	800	45,000以下	2.0	900
40,001-80,000	7.0	2,800	45,001-90,000	7.0	3,150
80,001-120,000	12.0	4,800	90,001-135,000	12.0	5,400
120,001以上	17.0		135,001以上	17.0	

Flat Rate (標準税率) : 15%

給与所得税額は次の(a)又は(b)のいずれか低い方の額となります。

- (a) 人的控除以外の控除可能額及び認定慈善寄付金を控除後の純課税所得額の15%
- (b) 人的控除及びその他の控除可能額、認定慈善寄付金を控除後の純課税所得額に対して、上記の累進税率を適用して算出した税額

2016/17年度の支払については、HK\$20,000を上限とした75%減税が適用されます。

(3) 不動産所得税 (Property Tax)

香港にある土地建物の所有者が得る家賃収入に対して課されます。

税率 15%ですが、賃貸収入額 20%相当額の法定控除が認められる為、実効税率は 12%となります。

香港で事業を営む法人についてはいくつかの適用除外規定があります。

(4) 相続税 (Estate Duty)

2006 年 2 月 11 日に施行された税務条例により、相続税は撤廃されました。

2. 間接税

(1) 印紙税 (Stamp Duty)

不動産の譲渡やリース、株式の譲渡契約に際して印紙税が課されます。

不動産売買に対する印紙税率は、下表のとおり、売買価格に応じて定められています (Ad valorem Stamp Duty: AVD)。

不動産売買価格		印紙税
HKD (以上)	HKD (未満)	HKD
	2,000,000	1.5%
2,000,000	2,176,470	30,000+200 万香港を超える金額の 20%
2,176,470	3,000,000	3.0%
3,000,000	3,290,330	90,000+300 万香港を超える金額の 20%
3,290,330	4,000,000	4.5%
4,000,000	4,428,580	180,000+400 万香港を超える金額の 20%
4,428,580	6,000,000	6.0%
6,000,000	6,720,000	360,000+600 万香港を超える金額の 20%
6,720,000	20,000,000	7.5%
20,000,000	21,739,130	1,500,000+2 千万香港を超える金額の 20%
21,739,130		8.5%

更に、住宅不動産売買に対しては、売買日の売却価格もしくは、売買日の市場価格のいずれか高い金額に対して、以下の特別印紙税 (SSD) が課税されます。SSDは売り手と買い手に連帯納付の義務があります。

不動産保有期間	
6 ヶ月以下	20%
6 ヶ月超、12 ヶ月以内	15%
12 ヶ月超、36 ヶ月以内	10%

また、非個人もしくは香港永久居民以外の個人が住居用不動産を購入する場合には、更に15%の印紙税 (Buyer's Stamp Duty : BSD) が購入者に対して課されます。

株式の譲渡の場合はHK\$1,000につきHK\$2.00です。企業グループ内（持株比率が90%以上の子会社間、もしくは親子間）でのリストラクチャリングのための株式譲渡については、免除申請をすることができます。なお、上記持株関係は取引日から2年間変動がないことが条件となります。

(2) 商業登記料 (Business Registration Fee)

商業登記局へ登記をした場合、毎年または3年毎に下記の商業登記料を支払う必要があります。

商業登記料

商業登記証発効日	有効期間	
	1年間	3年間
2014年4月1日以降	HK\$2,250	HK\$5,950
2013年7月19日～2014年3月31日	HK\$250	HK\$3,950
2012年4月1日～2013年7月18日	HK\$450	HK\$4,550

(3) 固定資産税 (Rates)

不動産に課される税金として、政庁が不動産賃貸価格等を参考に評価額を定め、その評価額に一定の率を掛けて算出されるものがあります。

税率は5%ですが、政府減税措置により、2017/2018年度の第1、第2四半期は1不動産につき各四半期HK\$1,000を上限として免除されます。

(4) 輸入税

香港は自由港ですので、輸入品に対する一般的な関税はありませんが、蒸留酒、タバコ類、燃料、自動車については一種の物品税が課されます。

ビール、ワイン、その他の酒類(蒸留酒を除く)に対する間接税は、2008年2月27日以降撤廃されました。

(5) 賭博税

合法的な賭博による収入に対して課税されます。税率は以下のとおりです。

- 競馬：純利益額に応じて税率（72.5-75%）が設定されています。
- マークシックス（宝くじ）：収益額の25%
- サッカーくじ：純利益額の50%

(6) その他

空港出国税（HK\$120）などがあります。

ホテル施設税は2008年7月1日より撤廃されました。

3. 香港における租税協定

(1) 租税協定 Double Tax Agreements (DTAs)

香港の税制は国外所得免除方式のため、二重課税を考慮する必要は実務上ではあまりみられません。しかしながら、香港の源泉規定が他の所轄地域と齟齬をきたしている場合、または、海外源泉所得が香港で課税対象と見なされる場合には、二重課税防止措置が適用されるケースがあります。外国税額控除は、香港行政長官が租税協定を締結している他の所轄地域において、香港居住者が課税された場合にのみ適用されます。

租税協定は全所得を対象としたもの、航空事業に関する所得に限定したもの、国際船舶業務に関する所得に限定したものの3つがあります。また通常、租税協定は「改正・締結交渉開始」「基本合意」「署名」「発効」「適用」という手順を踏みます。2017年12月現在、以下の国々との租税協定が署名されています。

オーストリア、ベラルーシ、ベルギー、ブルネイ、カナダ、チェコ、フランス、ガーンジー島、ハンガリー、インドネシア、アイルランド、イタリア、日本、ジャージー諸島、韓国、クウェート、ラトビア、リヒテンシュタイン、ルクセンブルク、中国、マレーシア、マルタ共和国、メキシコ、オランダ、ニュージーランド、パキスタン、ポルトガル、カタール、ルーマニア、ロシア、サウジアラビア、南アフリカ、スペイン、スイス、タイ、アラブ首長国連邦、イギリス、ベトナム

(2) 日港租税協定の概要

- 配当・利子・使用料に係る軽減税率（日本→香港への支払のみ）

下表は配当、利子および使用料に関する2012年1月1日以降の租税協定適用後の税率表です。

なお、香港法人からの非居住者・外国法人に対する配当又は利子の支払いに対する源泉税はそもそも存在しないため、租税協定適用後においても、より有利な香港国内法の適用が優先されることとなり、香港から日本に対して支払われる配当、利子および使用料（ロイヤリティ）については、日港租税協定による影響はないものと考えられます。

租税協定の適用後の税率（2012年1月1日以降）：

	日本 → 香港	香港 → 日本
配当 – Dividends	親子間*1：5% その他：10%	0%
利子 – Interest	政府機関等： 0% その他：10%	0%
使用料 – Royalties	5%	4.95%

*1： 持株比率 10%以上かつ 6 ヶ月以上直接または間接に保有する法人

その他の日港租税協定による主な影響は、下記の通りです。

- ✓ 情報交換条項により、日本および香港の税務当局同士の情報交換が可能となった。
- ✓ 相互協議条項により、香港・日本で二重課税が生じた場合における救済措置が明確になった。
- ✓ 国際運輸業の所得は法人登記国でのみ課税されることが明確となった。
- ✓ 香港法人が日本法人の株式を譲渡した際に発生するキャピタルゲインは非課税となる。ただし、不動産関連法人の株式の譲渡益については課税される。

（３）中港租税協定の概要

中国と香港特別行政区の租税協定のうち、配当・利子・使用料に関する軽減税率は以下のとおりです。中国企業からの配当について、新企業所得税法上、10%の源泉税が課税されますが、配当を受け取る香港法人が中国企業の25%以上の持分を有している場合には、源泉税率は5%となります。中国企業からの受取利息および使用料所得については、中国国内法では10%の源泉税率が適用されますが、香港法人が中国企業から受け取る場合には、7%に軽減されます。

第6章

香港の活用方法

香港には様々な優位性があり、それらの活用方法を説明します。

1. 低税率と簡易な税制

低税率：給与所得税、法人所得税が他の国や地域と比較して各段に低く抑えられていることが特徴です。現在は給与所得税は最高15%、法人所得税は16.5%です。

簡易な税制：税の種類自体が少なく、それぞれの本法の内容は極力簡明に記載され、その分量も少ないのが特徴です。さらに毎年の税制改正も他国と比較して少ないと言えます。ただし、簡素な税制ゆえ、政府予算に対する市民、職能団体との意見交換が活発に行われており、毎年税額控除等の改正が行われています。さらに、政府は電気料金や固定資産税（Rates）の補助など様々な面から市民に還元する優遇政策をとっています。

なお、香港では配当、利息の支払いに対する源泉税はありません。

2. 地理的戦略拠点

香港は、中国本土やアジアでのビジネス展開を目指す成長企業にとって、理想的な位置にあります。

アジアの中心に位置し、交通の便がとても良く、アジアの各市場へアクセスが容易にできるので、グローバル企業にとっては地理的な優位性をもつことができます。

- 日本との時差は1時間のみ。
- 香港国際空港は80社を超える航空会社が就航しています。将来のフライト数の増加予測にともない、第三滑走路を工事中であり、2024年に完成予定です。
- アジアのすべての主要市場に4時間以内のフライトでアクセス可能、5時間以内のフライトで行けるエリア内に世界の半分の人口が居住しています。
- 香港から中国本土市場へのアクセスが容易にできます。中国本土最大、かつ最も生産性の高い製造拠点である珠江三角洲（パールリバーデルタ）地帯は、香港のすぐ北側に位置しています。同地域には、香港企業および海外企業の数万の工場が存在し、多くのビジネスマンが日常的に香港との間を行き来をしています。深圳、広州、東莞などの主要都市は、消費財とビジネスサービスの大きな市場を形成しています。
- 香港と中国本土間の人と物流れをより円滑にすべく、広深港高速鉄道など、複数の新しい交通機関の建設が現在進められています。

- 香港～広州間を結ぶ広深港高速鉄道の敷設距離は142Kmに及び、48分で移動可能
- 中国本土の既存の鉄道と接続し、香港から中国本土南部やそのさらに先の地域の主要都市まで乗り換えができます。

3. 世界最大のオフショア人民元市場

世界最大のオフショア人民元市場である香港では、中国とその他の国との間におけるすべての貿易、当座勘定取引および、海外直接投資、対外直接投資について人民元による取引が可能です。また、人民元の預金、投資、保険など様々なサービスを受けることができます。

香港は中国本土から見ると人民元の国際化を達成できる理想的な市場と言えます。外国企業の視点で見ると、人民元を使用することで、人民元での取引を好む中国市場（顧客、サプライヤ）へのアクセス機会が増え、中国側での為替リスクへの対応等が不要となるなど、価格の透明性が得られ、取引の効率化が期待されます。

なお、オンショア人民元市場とオフショア人民元市場の関係は、オフショアの金融機関は限られた場合を除きオンショア人民元為替・金利市場にアクセスすることができず、その逆もできません。その結果、両人民元市場の取引参加者は異なり、レートも基本的に異なる点は留意が必要です。

参考：Hong Kong The Global Offshore Renminbi Business Hub by Hong Kong Monetary Authority, January 2017

4. 資本や情報の自由な流れ

外貨管理規制のない香港では、自由な資本取引が行われる環境であり、海外との貿易、インバウンド、アウトバウンド投資なども対応し易い状況にあります。情報の規制、管理も厳しくなくインターネット上でも自由に情報が取れる流せるのはビジネスをする上では大変重要な強みになります。

5. 日系企業の進出と日系企業へのサポート環境

日系企業の香港進出には様々な法人がそのサポートをしているのと同時に香港投資推進局（Invest HK）という政府系の団体がインバウンド投資のプロモーションを常に行っています。日本語を話せるスタッフもあり、海外で日本語を使用できる環境が整っています。

その他に政府による企業支援もあります。日系に限らず、特にスタートアップに対してはインキュベーションプログラム、設備購入やマーケティングを目的としたローンに対する支援、技術革新基金などの様々なプログラムがあります。

* 出所：Invest HK ウェブサイト

6. 今後の香港

世界的な流れから移転価格税制の厳格化、各国の低税率化など進んでいるため、香港のメリットが薄れているかのように見えがちですが、今後の香港の立ち位置は経済的に中国の一部、特に華南の一部として融合し、華南経済のけん引をする大事な役目を担うことが期待されています。中国の「一国二制度」を維持することの意義、香港が中国の「一帯一路」政策上で中国とアジアを繋ぐ重要な位置にあることを考えても香港政府及び華南地区の各都市との協力体制も益々大切になっていきます。各都市の強みを活かし、それぞれの経済を伸ばしながら相互に成長していくことが求められます。香港が金融都市としてさらに発展する最良の機会と言えるのではないのでしょうか。

KPMG香港事務所
kpmg.com/cn

8th Floor, Prince's Building, 10 Chater Road, Central, Hong Kong
香港中環遮打道十號太子大廈八樓

23rd Floor, Hysan Place, 500 Hennessy Road, Causeway Bay, Hong Kong
香港銅鑼灣軒尼詩道500號、希慎廣場23樓

TEL: +852 2522 6022

FAX: +852 2845 2588

グローバル・ジャパニーズ・プラクティス

パートナー	ジェニー ホイ (Jenny Hui) jenny.hui@kpmg.com	TEL: +852 2143-8848
パートナー	アンドリュー プーン (Andrew Poon) andrew.poon@kpmg.com	TEL: +852 2143-8538
シニアマネジャー	石上 猛 (いしがみ たけし) takeshi.ishigami@kpmg.com	TEL: +852 2685-7818
マネジャー	山下 雅也 (やました まさや) masaya.yamashita@kpmg.com	TEL: +852 2826-7155
マネジャー	大間 淳司 (おおま あつし) atsushi.ohma@kpmg.com	TEL: +852 2143-8656
マネジャー	森安 啓介 (もりやす けいすけ) keisuke.moriyasu@kpmg.com	TEL: +852 2978-8215
マネジャー	高橋星行 (たかはし ほしゆき) hoshiyuki.takahashi@kpmg.com	TEL: +852 2685-7951

香港タックスアラート

英語: <https://home.kpmg.com/cn/en/home/insights/2018/01/hk-tax-alert.html>

日本語訳版: <https://home.kpmg.com/cn/zh/home/services/special-focus-groups/global-japanese-practice/newsletter/hong-kong-tax-alert.html>